

国立大学法人東京農工大学における随意契約に関する規則等

国立大学法人東京農工大学業務方法書（抄）

第5章 競争入札その他契約に関する基本的事項

（契約の方法）

第30条 本学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程等で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

3 契約の方法その他必要な事項は、別に定める。

国立大学法人東京農工大学会計規則（抄）

第6章 契約

（随意契約）

第31条 契約担当役等は、契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により、競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。
- (4) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。
- (5) 運送又は保管をさせるとき。
- (6) 国、地方公共団体、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人との間で契約をするとき。
- (7) 外国で契約をするとき。
- (8) 業務運営上の特別の事由に基づき契約をするとき。

(9) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき。

(10) 落札者が契約を結ばないとき。

2 随意契約について必要な事項は、別に定める。

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程（抄）

第4章 随意契約

（会計規則第31条第1項第1号の規定に基づく随意契約の基準）

第25条 会計規則第31条第1項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 本学の行為を秘密にする必要があるとき。

(2) 工業所有権者が他人にその実施を許諾していない場合又はその実施権者が単独である場合であってその者と工業所有権の実施を伴う工事、製造その他の請負又は物件の買入れをするとき。

(3) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作できない物件を製作させるとき。

(4) 特定の販売業者以外からは購入することができない物件を買入れるとき。

(5) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

（会計規則第31条第1項第3号の規定に基づく随意契約の基準）

第26条 会計規則第31条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

(2) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。

(3) 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。

(4) 随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

（会計規則第31条第1項第4号の規定に基づく随意契約の基準）

第 27 条 会計規則第 31 条第 1 項第 4 号に規定する別に定める基準額は、1,000 万円とする。

(会計規則第 31 条第 1 項第 9 号の規定に基づく随意契約の基準)

第 28 条 会計規則第 31 条第 1 項第 9 号に規定する場合の随意契約は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更してはならない。

(会計規則第 31 条第 1 項第 10 号の規定に基づく随意契約の基準)

第 29 条 会計規則第 31 条第 1 項第 10 号に規定する場合の随意契約は、その落札金額の制限内でのみ随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第 30 条 前 2 条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

国立大学法人東京農工大学政府調達事務取扱規程（抄）

(随意契約によることができる場合)

第 10 条 契約担当役が、特定調達契約につき会計規則第 31 条の随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(2) 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で契約するとき。この場合においては、履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(3) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達とする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

(4) 既に調達した物品等(以下この号において「既調達物品等」という。)の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達

物品等の調達の手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(5) 本学の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合。

(6) 既に契約を締結した建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事(以下この号において「追加工事」という。)で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額(この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額(当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額)を加えた金額とする。)が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(7) 計画的に実施される施設の設備のために契約された建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比べて著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第5条の公告又は第7条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

(8) 緊急の必要により競争に付すことができないとき。

(9) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。

(10) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき(物件の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。)

国立大学法人東京農工大学における随意契約の公表に関する基準

平成18年5月30日
学 長 裁 定
一部改正 平成20年1月16日
一部改正 平成22年11月30日
一部改正 平成29年4月1日
改正 令和8年4月1日

国立大学法人東京農工大学における随意契約の公表に関する基準を次のとおり定める。

1 内容を公表する契約

国立大学法人東京農工大学会計規則第31条第1項各号（第4号を除く。）の規定により締結された随意契約のうち支出の原因となる契約であって、予定価格が1,000万円（単価契約等にあつては、年間支払見込額が1,000万円）を超えるものとする。

2 内容を公表する事項

- ①随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- ②随意契約を締結した日
- ③随意契約の相手方の氏名及び住所
- ④随意契約に係る契約金額（単価契約等にあつては、年間支払見込額）
- ⑤随意契約によることとした理由

3 公表する時期

随意契約を締結した日の翌日から起算した72日以内（各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した随意契約については、93日以内）に本学のホームページにおいて逐次公表する。

4 公表する期間

公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日まで公表する。

附 則

この基準は、平成18年5月30日から施行し、平成18年4月1日以降に締結する契約から適用する。

附 則

この基準は、平成20年1月16日から施行し、平成18年度公表分から適用する。

附 則

この基準は、平成22年11月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。